

議案第 1 1 9 号

澁川市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市体育施設条例の一部を改正する条例

澁川市体育施設条例（平成 1 8 年澁川市条例第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「、第 9 条、第 1 0 条」を「から第 1 0 条まで」に改める。

第 7 条中「若しくは」を「又は」に改める。

第 1 1 条第 3 項中「温水シャワー、コインロッカー」を「シャワー及びコインロッカー」に改める。

別表第 3 その 1 の表澁川市武道館の部附属設備の款暖房の項を次のように改める。

第 1 武道場 冷暖房	1 時間	1 , 3 9 0 円	2 , 7 8 0 円
第 2 武道場 冷暖房			
会議室冷暖房			
暖房器具			

別表第 3 その 1 の表中

附 属 設 備	放送設備	1 回	3 0 0 円	6 0 0
	シャワー		1 0 0 円	1 0 0
	暖房	1 時間	2 0 0 円	4 0 0

円	附 属	放送設備	1 回	3 0 0 円	6 0 0 円
円		シャワー		1 0 0 円	1 0 0 円

円」	を	設 備	会議室冷	1時間	270円	540円	に改める
			暖房				
			暖房器具		200円	400円	」

。

別表第3その1の表備考第1号中「、又は」を「又は」に改め、同表備考第5号中「し、10円未満は切り捨てる」を「する」に改める。

別表第3その2の表備考第2号中「同額」を「、同額」に改める。

別表第3その3の表備考第2号中「無料」を「、無料」に改め、同表備考第4号中「や講習会等」を「、講習会等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

#### 理 由

渋川市武道館及び渋川市赤城総合運動自然公園スポーツセンターに空調設備を設置したため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市体育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行																																													
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせている体育施設における第5条、第6条、第8条から第10条まで、第12条、第13条、第14条第2項及び第15条の規定の適用については、第5条及び第12条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第8条から第10条まで及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条第2項及び第15条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（利用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第7条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は<u>転貸</u>してはならない。</p> <p>（使用料）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>シャワー及びコインロッカー</u>の使用料は、使用の際に納入したものとみなす。</p> <p>別表第3（第11条関係） その1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">渋川市武道館</td> <td rowspan="2">第1武道場</td> <td>全面利用</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1/2面利用</td> <td>250円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2武道場 弓道場</td> <td>1/4面利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>個人利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分	単位	使用料		市内	市外	渋川市武道館	第1武道場	全面利用	500円	1,000円	1/2面利用	250円	500円	第2武道場 弓道場	1/4面利用	100円	200円	個人利用	100円	200円	<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせている体育施設における第5条、第6条、第8条から第10条まで、第12条、第13条、第14条第2項及び第15条の規定の適用については、第5条及び第12条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第8条、<u>第9条、第10条</u>及び第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条第2項及び第15条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（利用権の譲渡等の禁止）</p> <p>第7条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、<u>若しくは転貸</u>してはならない。</p> <p>（使用料）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>温水シャワー、コインロッカー</u>の使用料は、使用の際に納入したものとみなす。</p> <p>別表第3（第11条関係） その1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">渋川市武道館</td> <td rowspan="2">第1武道場</td> <td>全面利用</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1/2面利用</td> <td>250円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2武道場 弓道場</td> <td>1/4面利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>個人利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分	単位	使用料		市内	市外	渋川市武道館	第1武道場	全面利用	500円	1,000円	1/2面利用	250円	500円	第2武道場 弓道場	1/4面利用	100円	200円	個人利用	100円	200円
施設名	区分				単位	使用料																																									
		市内	市外																																												
渋川市武道館	第1武道場	全面利用	500円	1,000円																																											
		1/2面利用	250円	500円																																											
	第2武道場 弓道場	1/4面利用	100円	200円																																											
		個人利用	100円	200円																																											
施設名	区分	単位	使用料																																												
			市内	市外																																											
渋川市武道館	第1武道場	全面利用	500円	1,000円																																											
		1/2面利用	250円	500円																																											
	第2武道場 弓道場	1/4面利用	100円	200円																																											
		個人利用	100円	200円																																											

(略)				
附属設備	放送設備	1回	300円	600円
	シャワー		100円	100円
	更衣ロッカー		50円	50円
	第1武道場冷暖房	1時間	1,390円	2,780円
	第2武道場冷暖房			
	会議室冷暖房		100円	200円
	暖房器具		200円	400円

(略)

浜川市赤城総合運動自然公園	スポーツセンター	アリーナ	全面利用	1時間	910円	1,820円
			1/2面利用		450円	900円
			1/3面利用		300円	600円
			1/6面利用		100円	200円
		附属設備	全面照明		1,010円	2,020円
			1/2面照明		500円	1,000円
	1/3面照明			300円	600円	
	1/6面照明			100円	200円	
	柔道場	専用利用		250円	500円	
		個人利用	1人1回	100円	200円	
		年間利用	1人1年	2,440円	4,880円	

(略)				
附属設備	放送設備	1回	300円	600円
	シャワー		100円	100円
	更衣ロッカー		50円	50円
	暖房	1時間	200円	400円

(略)

浜川市赤城総合運動自然公園	スポーツセンター	アリーナ	全面利用	1時間	910円	1,820円
			1/2面利用		450円	900円
			1/3面利用		300円	600円
			1/6面利用		100円	200円
		附属設備	全面照明		1,010円	2,020円
			1/2面照明		500円	1,000円
	1/3面照明			300円	600円	
	1/6面照明			100円	200円	
	柔道場	専用利用		250円	500円	
		個人利用	1人1回	100円	200円	
		年間利用	1人1年	2,440円	4,880円	

(略)				
附属設備	放送設備	1回	300円	600円
	シャワー		100円	100円
	会議室冷 暖房	1時間	270円	540円
	暖房器具		200円	400円
陸上競技場	専用利用		400円	800円
	個人利用	1人1時間	200円	400円
(略)				
(略)				

備考

- 1 市内とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは勤務する者をいい、市外とは、その他の者をいう。
- 2～4 (略)
- 5 高校生以下の使用料は、附属設備を除き使用料の2分の1の額とする。
- 6～12 (略)

その2

表 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 スティック又はボールのみでも用具使用料は、同額とする。
- 3 (略)

その3

表 (略)

備考

(略)				
附属設備	放送設備	1回	300円	600円
	シャワー		100円	100円
	会議室冷 暖房	1時間	200円	400円
	暖房器具		200円	400円
陸上競技場	専用利用		400円	800円
	個人利用	1人1時間	200円	400円
(略)				
(略)				

備考

- 1 市内とは、本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者、又は本市に通学する者若しくは本市に事務所を有する法人若しくは勤務する者をいい、市外とは、その他の者をいう。
- 2～4 (略)
- 5 高校生以下の使用料は、附属設備を除き使用料の2分の1の額とし、10円未満は切り捨てる。
- 6～12 (略)

その2

表 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 スティック又はボールのみでも用具使用料は同額とする。
- 3 (略)

その3

表 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 未就学児の利用は、無料とする。
- 3 (略)
- 4 専用利用とは、強化練習、講習会等により、プールの一部コースを専用することをいう。専用利用は、最大4コースまでとする。

- 1 (略)
- 2 未就学児の利用は無料とする。
- 3 (略)
- 4 専用利用とは、強化練習や講習会等により、プールの一部コースを専用することをいう。専用利用は、最大4コースまでとする。